

第3章 名勝九年庵の文化財としての価値

1. 名勝九年庵の価値の明示

(1) 本質的価値に係る事項の抽出

名勝指定時の評価に加え、前章で述べた九年庵の歴史や新たな調査成果等から、以下のとおり本質的価値に関する事項について抽出・整理した。

1) 近世寺院の敷地を生かした自然主義の庭園である

九年庵は、佐賀平野の東部に位置する神埼町の北端、脊振山谷合の丘陵裾野という地形を生かし、背後の山林と敷地の高低差を利用した庭園と建築が違和感なく自然に配置された立体的な回遊式庭園である。庭園は虫害を契機として松からモミジへと主体が変わっていき、現在の環境となったもので、春は苔類の明るさ、夏は眩しいまでの木々の緑と水系の清涼感、秋はモミジの紅葉と静けさ、冬は南方に広がる有明海と雲仙普賢岳を借景とした落ち着きを看取でき、日常の喧騒から離れ自然のゆとりを感じながら静謐な庭の四季と典雅な茶事を楽しむことができる。

九年庵の土地は、天平元年（729）に聖武天皇の勅願によって行基が草創したとされ、往時には三十六の坊が存在した天台宗・仁比山護国寺跡で、庭園の敷地は、江戸時代前期の築造と考えられる高さ3mを越える石垣を境に南北二段に区切られた古い寺院の敷地を継承するもので、上段部分が明治初期に廃寺となった塔頭不動院の跡地、下段部分が廃寺となった吉祥院跡地に移転して現存する地藏院の跡地に当たる。

九年庵は、佐賀の大実業家であった伊丹文右衛門（天保7年カ～明治26年）が明治24年（1891）に塔頭不動院跡地を入手し、明治25年5月に別荘を建築したことに始まる。続いて文右衛門の子である伊丹彌太郎（慶応2年～昭和8年）が明治33年（1900）から9年を費やして庭園を築造したものである。庭園は、東雲楼庭園（熊本市）も手掛けた名作庭家として知られ、久留米の誓行寺住職であった阿理成による数少ない作例として貴重である。阿はその作風を自ら「自然流」と称し、林間をわずかに切り開き、その中に茶室を建てる茶庭の趣を表現することを理想としており、九年庵においても既存の地形や樹木を存分に生かした自然主義の庭園として、奇を衒うことを極力排して石・樹木・水の自然の良さを充分に発揮させるという作庭精神が見事に実現されている。

南北二段に区切られた庭園では、主屋、門、茶室、池庭、平庭が調和しながら独自の風情を形成し、その北側と西側は雑木林の山林に囲まれ、東側は石垣と生垣に沿って仁比山神社の参道に接し、南側は筑後平野と有明海に向かって開けた豊かな眺望が広がる。また、周囲には自然豊かな仁比山神社の境内地をはじめ、参道沿いにある仁王門や伊東玄朴旧宅といった有形の文化財に加えて、仁比山神社の御田舞という無形の文化財が形成する文化的環境に周囲の山林や田園からなる自然景観が一体となった歴史的風致に富んだ環境にある。

2) 北部九州の発展に尽力した大実業家たちが磨き上げた近代庭園である

九年庵を築造した伊丹家は、佐賀藩主鍋島家の御用達を務めていた家柄で、近代には佐賀財閥御三家と呼ばれた佐賀の大実業家である。伊丹彌太郎は、実業家で地域のリーダー的存在であった父・文右衛門の跡を受けて明治20年代から金融業をはじめ鉄道事業や水産業、インフラ整備に尽力しており、庭園の南方眼下に広がる筑後平野にはその功績である九州鉄道佐賀支線（現九州旅客鉄道長崎本線）や大川若津港も目にすることができる。

伊丹氏が創業に尽力した広滝水力発電所の開業（明治41年）にあたっては、接待のために芸妓を集めて客人をもてなす祝賀会が豪華に開催され、大正6年（1917）5月には、佐賀へ帰郷した大隈重信を九年庵に招いて歓迎会を催すなど、別荘としてのみならず著名人や客人をもてなす社交の場として九年庵を利

用し、数々の商談もまとまったといわれる。

大正9年(1920)、彌太郎は地藏院の跡地となる下の段を入手し、九年庵の改造を行っている。大正7年に貴族院議員に選出されたことも契機となっただけでなく、客人を迎えるための空間が充実していったとみられ、九年庵庭園の名称の由来となった茶室「九年庵」もこの際に建築されたと考えられる。主屋の佛間にはすでに茶室の機能が備っていたが、主屋西側の平庭に独立した茶室を設けたことで、待合からの動線に背後の山林を取り込みつつ井戸や流れ手水などを備えた茶庭の空間が充実し、主屋から料理を配膳するなどして客人をもてなし、茶事を楽しんだ近代数寄者としての伊丹氏の志向の一面を窺い知ることができる。この改造後には新築祝いが開かれ、九年庵の後の所有者となる倉田泰蔵を含め、県内外の名士が多数招待されている。

倉田泰蔵(明治20年～昭和53年)は、大正7年(1918)に「つちやたび合名会社」の社長に就任し、後に月星ゴム株式会社を創始した久留米の実業家である。倉田氏は、昭和35年(1960)2月に九年庵を入手後、昭和37年5月にかけて庭園の造作と家屋の一部を新築する改修を行っている。

この改修にあたっては、当時、奈良国立文化財研究所建造物室長であった森蘊博士と京都の植清徳村造園(徳村五三郎)が監修を務めており、奈良文化財研究所には昭和35年頃の九年庵の様子を伝える写真をはじめ、庭園の植栽や飛石の配置など、改修前の主屋の状況を伝える図面等の資料が残され、伊丹氏から倉田氏へ受け継がれる九年庵の様相を窺い知ることができる。主屋の増改築では、茅葺部分からなる接客空間には手を加えずに主屋北側の接客に供する台所や風呂場等の近代化と拡充が図られ、庭園では視界の広がり意識して客間南側の飛石の配置を整えるなど、茶庭の空間に磨きをかける改修が行われ、山林の斜面遊歩道にはコンクリート製の擬木の手摺や腰掛を整備するなど、近代庭園として高低差や眺望を活かした回遊性のある土地利用も意識されている。これらは当時の月星ゴム株式会社の事業拡大の時期と呼応するものとして、多くの来訪者を迎えるための意図が窺われるものであり、実際に料理人を雇うなどして客人をもてなし、多数の商談が行われていたことも伝えられている。

3) 数寄屋造の建築が見事に調和している庭屋一如の庭園である

庭園の上の段に建つ主屋は、三棟の茅葺屋根から構成され、これらが周囲の景色を視覚的に取り込むよう雁行型に連なって庭園と山林の風景と見事に溶け込んでいる。土^ど庇^びを用いず量感ある入母屋^{いりもや}屋根を載せる客間は、客人をもてなすための主座敷で、南側と西側を大きく開放として庭を取り込むよう計画されており、特に表玄関から次の間、客間へと続く接客の空間は、主屋の中で最も力が注がれている部分であり、庭園と建築が一体のものとして融合する「庭屋一如^{ていおくいちによ}」の趣が見事に表現されている。

建築は数寄屋造の意匠からなり、客間と次の間には四方^{まさ}柱^{ひのき}の檜^{こぶし}の柱、面皮付の檜^{ひのき}の長押、桜や辛夷を自然のままに用いた垂木等、厳選された上質な材料が用いられ、内壁は大きな藁^{わら}藁^{すさ}を現す仕上げを施して「わび・さび」を表現し、天井は佐賀錦を模したという割竹の網代天井、建具は華奢な雪見障子の腰板部分を網代とするなど、造作や意匠にも配慮され洗練されている。また、表玄関の北側に位置する佛間は、付書院や三角の板床、円窓付の床脇を備える座敷であるが、天井や内法は低く抑えられ、掛^{かけ}込^{こみ}天井や蒲^{がま}蓆^{むしろ}天井を用いて畳には炉^{かまど}を切り、縁側には蹲^{つくばい}踞^{すい}や水琴窟^{すいきんくつ}を備えるなど茶室の設えを有しており、濡^ぬ縁^{れん}南端から南東側へ延びる斜壁が庭の景色を取り込む視界に配慮した意匠として特筆される。

外観は、外壁を黄土色の中塗仕上げとして腰壁には杉皮や割竹を張り、壁面には連子窓や下地窓を設け、濡縁は丸竹を用いて樽縁とし、深い軒を支える側柱には細い円柱を用いて建物全体に軽快さを与えるなど、建物を構成する外観の素材や色彩に統一された意匠的配慮が読み取れ、主屋南側に雁行する茅葺屋根とその北側の赤褐色の釉^{ゆう}葉^{やく}瓦^{がわら}とがよく調和して周囲の自然景観に見事に馴染んでいる。

主屋は、伊丹氏時代の大正9年(1920)と倉田氏時代の昭和37年(1962)に一部改変が行われているものの、建築当初の主体部には大きな変更が行われず良好に受け継がれており、近代数寄者によって築かれ、磨き上げられた県内でも類をみないほど充実した数寄屋建築として貴重である。

客間から飛石で続く主屋北西側には大正9年に建築され、昭和30年頃に解体された茶室「九年庵」跡があり、現在は待合跡を含む礎石と井戸、蹲踞が残され、富岡鉄斎の書による扁額や建築部材等は保管を行っている。また、主屋の東側上手、神社参道に接して建つ東門は、茅葺の寄棟屋根を載せる数寄屋造の良質の四脚門で、庭園の玄関口として参道沿いの歴史的風致の向上に大きな役割を果たしている。

庭園の下段には、上の段の池泉から落ちる水を西側の山裾の流れとして全体に低い庭石を配した平庭があり、中央部には四阿（東屋）を設けていたが、現在はその跡のみを残している。また、南東側の敷地境には、参道沿いに連なる石垣と生垣の途中に円柱の親柱の両側に袖垣をもつ一間一戸の屏中門が建ち、庭園への下手側の出入口として有用な装置となっている。



図3-1-1 かつての建物全景（昭和35年（1960）頃撮影、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-2 かつての客間、次の間前（昭和35年（1960）頃撮影、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-3 かつての佛間前（昭和35年（1960）頃、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-4 かつての石階段（昭和35年（1960）頃、奈良文化財研究所所蔵）

2. 構成要素の分類の考え方

九年庵の本質的価値を適切に保存活用するため、諸要素を本質的価値との関係性に応じて以下の5つに分類する。

A 本質的価値を構成する要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に欠くことのできない要素



井筒



主屋 客間棟

B Aと密接に関わる要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に密接に関わる要素



屏中門



貯水タンク

C A、Bを支える要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に影響を及ぼさない要素



侵入防止柵



看板

D 本質的価値に密接に関わる 周辺の要素

指定地外にあって、本質的価値の維持を支援する要素



池



仁比山神社鳥居

E その他の周辺の要素

指定地外にあって、上記以外の要素



東屋



便所

3. 地区区分

九年庵の成り立ち、地割、土地の利用形態、機能性を踏まえ、以下の7つの地区区分を設定する。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ア) 山林地区 | …庭園の北及び西側に位置する斜面地 |
| イ) 主屋・主屋南地区 | …主屋南側に位置する平庭 |
| ウ) 茶室跡・主屋西地区 | …主屋の西側に位置し、茶室跡や待合跡が残る平庭 |
| エ) 池周り地区 | …主屋の西側から南側にかけて展開する池庭 |
| オ) 水路周り地区 | …池からつながる石階段下の水路とその周囲の平庭 |
| カ) 石階段下地区 | …石階段と石垣の下側に広がる平庭 |
| キ) 主屋北地区 | …主屋の東及び北側に位置し、東門、ボイラー室、物置がある平地 |

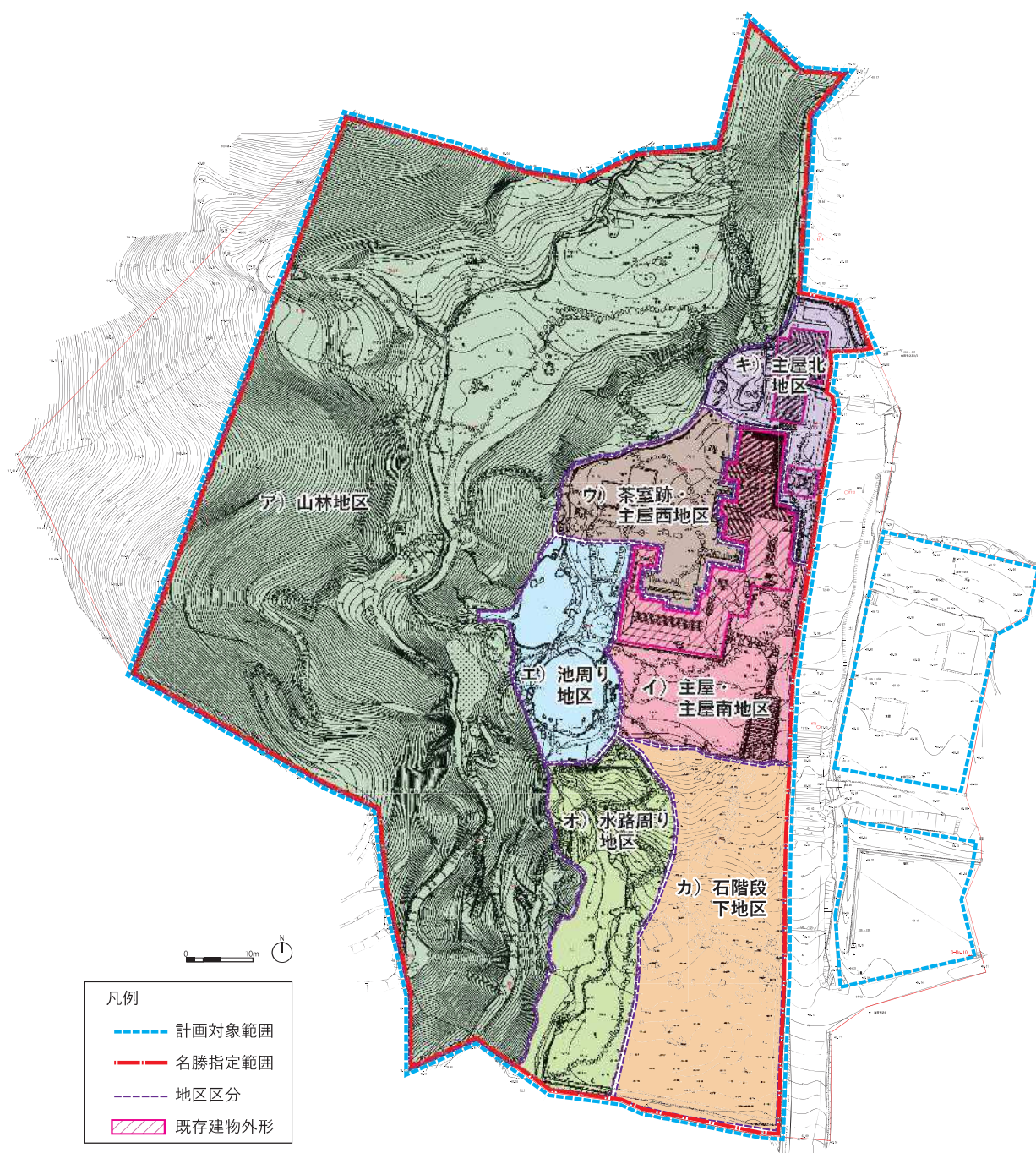


図3-3-1 地区区分

4. 構成要素の抽出

(1) 構成要素の抽出

本章「1. 九年庵の価値の明示」において示した本質的価値を踏まえ、山林、庭園、建物、周辺の4つのエリアを九年庵成立以前（～明治24年（1891））、伊丹氏時代（明治25年（1892）～昭和初期）、空白期間（昭和初期～昭和34年（1959））、倉田氏時代（昭和35年（1960）～昭和56年（1981））、佐賀県管理時代（昭和57年（1982）～現在）といった時代別に見ることで、九年庵を構成する要素を下図の通り抽出、整理した。整理にあたり参照した資料の詳細は資料編に掲載している。

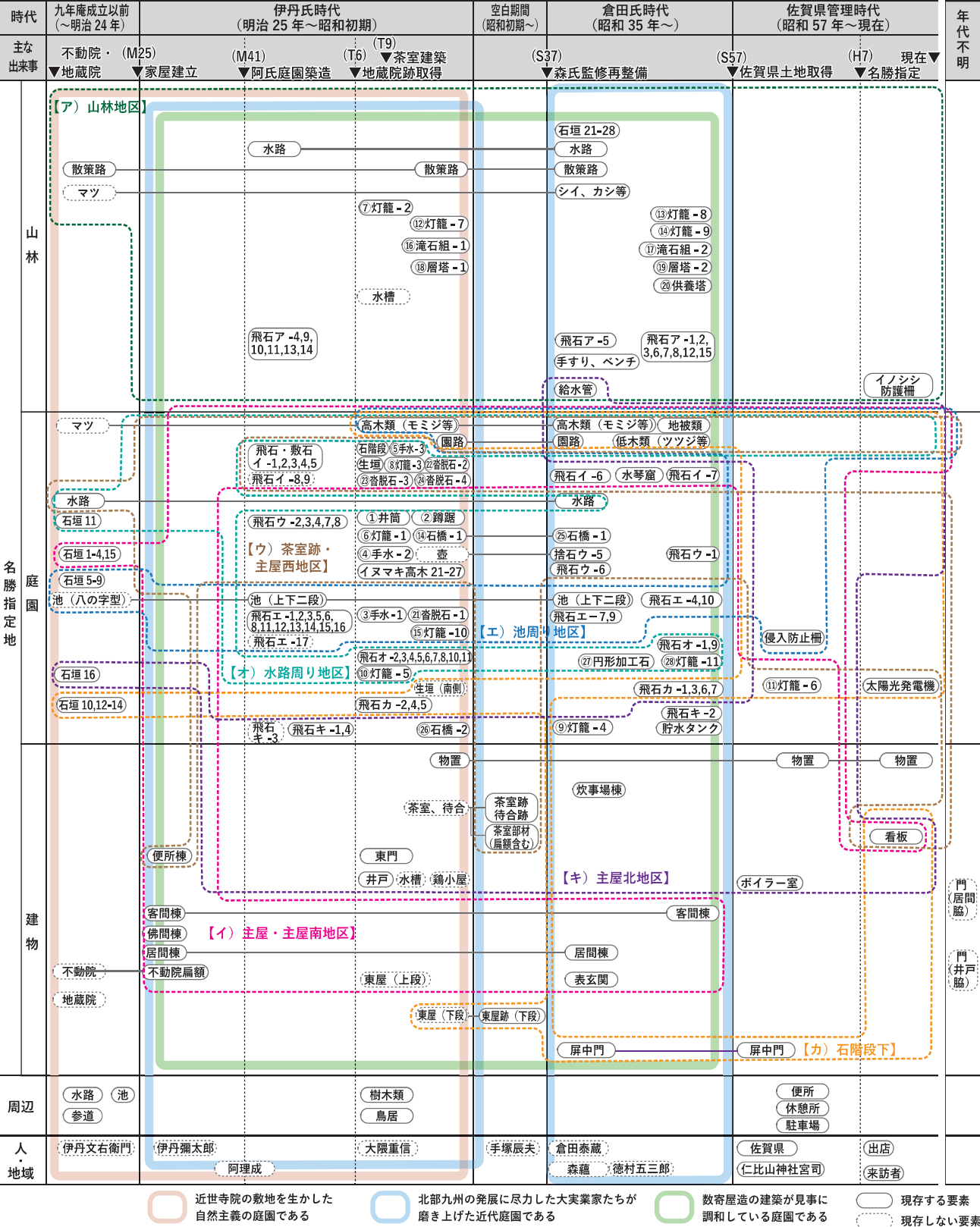


図3-4-1 構成要素の抽出

(2) 構成要素の特定

構成要素の分類の考え方にに基づき、前項で抽出した構成要素を下表の通り整理する。

なお、下表では現存する要素のみを特定している。撤去された飛石、門（井戸脇、居間脇）、水琴窟、外風呂などの現存しない要素については今後の調査により痕跡等が見つかった場合、追加特定を検討する。

表3-4-1 指定地内の構成要素の整理

要素の分類				地区区分							
				山林	庭園・建物						
				ア) 山林地区	イ) 主屋・主屋南地区	ウ) 茶室跡・主屋西地区	エ) 池周り地区	オ) 水路周り地区	カ) 石階段下地区	キ) 主屋北地区	
指定地内の要素	A	本質的価値を構成する要素	地形・地割	石垣	石垣、石階段、平庭、前庭	露地	石垣、池庭	斜面地	石垣、平庭、斜面地	石垣	
			石組、景石、敷石、石造物	飛石 1~15、灯籠、滝石組、層塔、供養塔	飛石・敷石 1~7、手水、灯籠、沓脱石、水琴窟	飛石・捨石 1~6、井筒、蹲踞、灯籠、手水、流れ手水	飛石 1~16、手水、沓脱石、灯籠、滝石組、池泉式護岸石組、景石	飛石 1~11、灯籠、円形加工石、滝石組	飛石 1~7、灯籠、景石	飛石 1~4、灯籠	
			水系	水路	—	水路	池（上池、下池）、滝	水路、滝	—	水路	
			植栽	シイ、カシ等	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、イヌマキ、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	
			構造物	手すり、ベンチ	—	石橋	—	—	—	石橋、井戸	
			建造物	—	客間棟、佛間棟、居間棟、表玄関	茶室跡、待合跡、茶室部材（扁額を含む）	—	—	東屋跡	炊事場棟、物置、東門、	
			その他	散策路	園路	園路	園路	園路	園路	園路	
	B	Aと密接に関わる要素	建造物	—	—	—	—	—	屏中門	ボイラー室	
			設置物	給水管	不動院扁額（詳細調査中）	—	—	—	—	給水管、貯水タンク	
	C	A、Bを支える要素	設置物	イノシシ防護柵	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵	侵入防止柵、太陽光発電機、看板	侵入防止柵、看板、	

表3-4-2 指定地外の構成要素の整理

要素の分類				周辺							
指定地外の要素	D	本質的価値に密接に関わる周辺要素	水系	池、水路							
			植栽	高木類、低木類、草本類、地被類							
			その他	参道、鳥居							
	E	その他の周辺要素	建造物	便所、休憩所							
			その他	駐車場							



図3-4-2 A 石垣 【ア）山林地区】



図3-4-3 A 灯籠 【ア）山林地区】



図3-4-4 A 散策路・手すり 【ア）山林地区】



図3-4-5 A ベンチ 【ア）山林地区】



図3-4-6A 石垣、石階段 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-7A 飛石・敷石 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-8 A 客間棟 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-9 A 表玄関 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-10 A 蹲踞 【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-11 A 井筒 【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-12 A 茶室跡・待合跡
【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-13 A 流れ手水
【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-14 A 池 【エ）池周り地区】



図3-4-15 A 手水 【エ）池周り地区】



図3-4-16 A 沓脱石 【エ）池周り地区】



図3-4-17 C 侵入防止柵、看板
【エ）池周り地区】



図3-4-18 A 水路 【オ）水路周り地区】



図3-4-19 A 円形加工石 【オ）水路周り地区】



図3-4-20 A 灯籠 【オ）水路周り地区】



図3-4-21 A 飛石、高木類、低木類
【オ）水路周り地区】



図3-4-22 A 飛石 【カ）石階段下地区】



図3-4-23 A 高木類、低木類
【カ）石階段下地区】



図3-4-24 A 東屋跡 【カ）石階段下地区】



図3-4-25 B 屏中門 【カ）石階段下地区】



図3-4-26 A 水路 【キ）主屋北地区】



図3-4-27 A 物置 【キ）主屋北地区】



図3-4-28 A 東門 【キ）主屋北地区】



図3-4-29 B ボイラー室 【キ）主屋北地区】



図3-4-30 D 池 【周辺】



図3-4-31 D 鳥居 【周辺】



図3-4-32 D 高木類 【周辺】



図3-4-33 E 休憩所 【周辺】

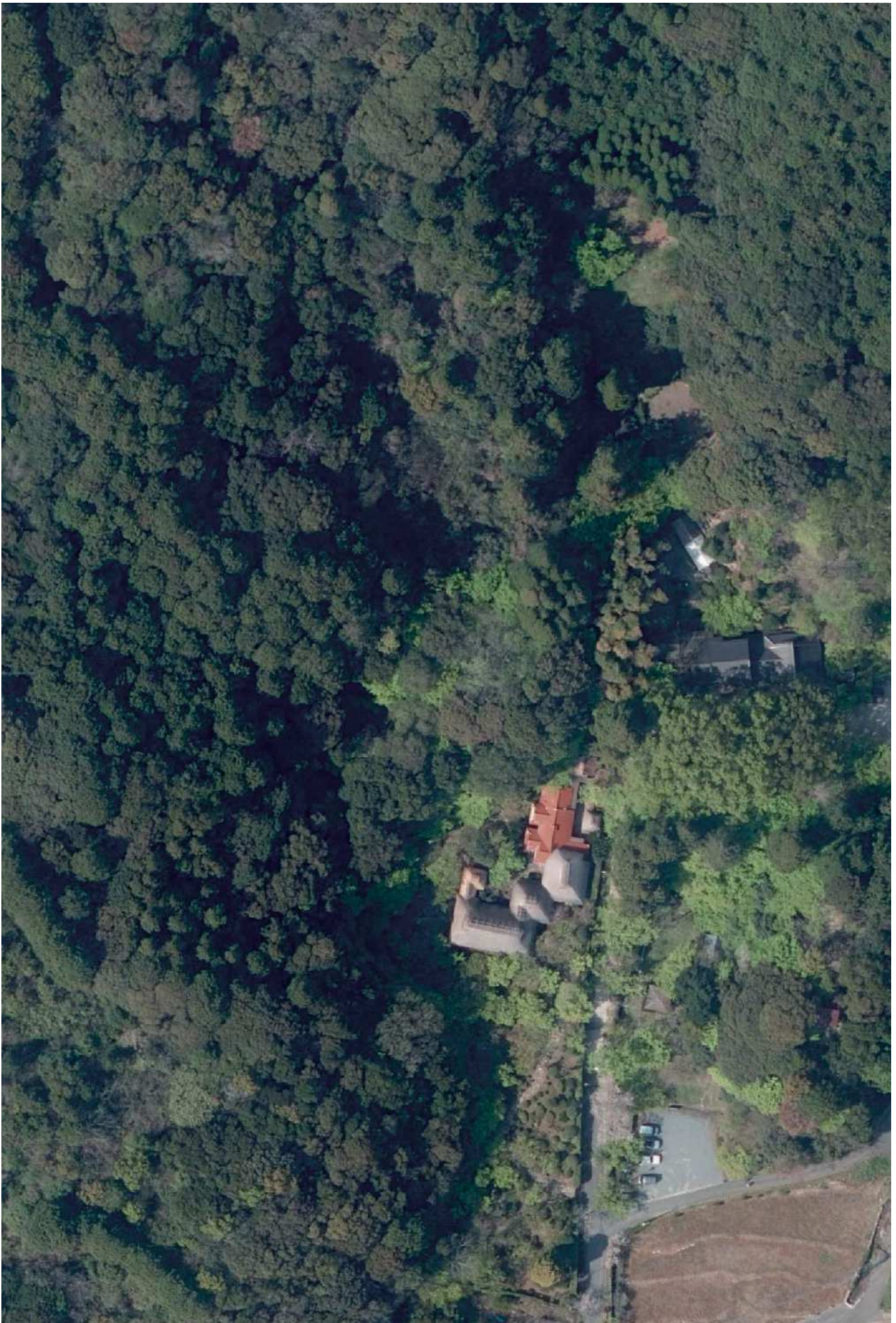


図3-4-34 空撮（令和4年（2022）撮影）

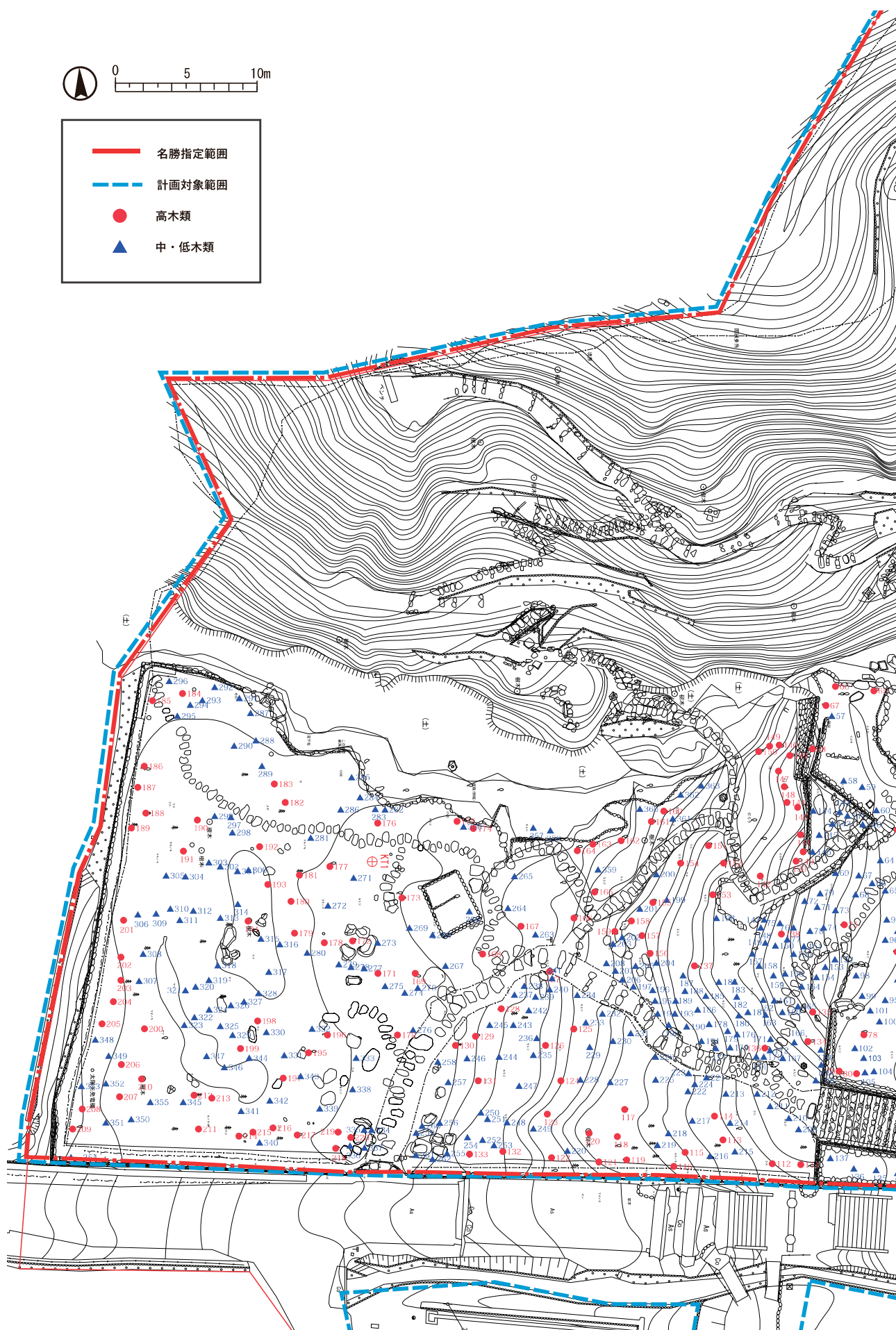
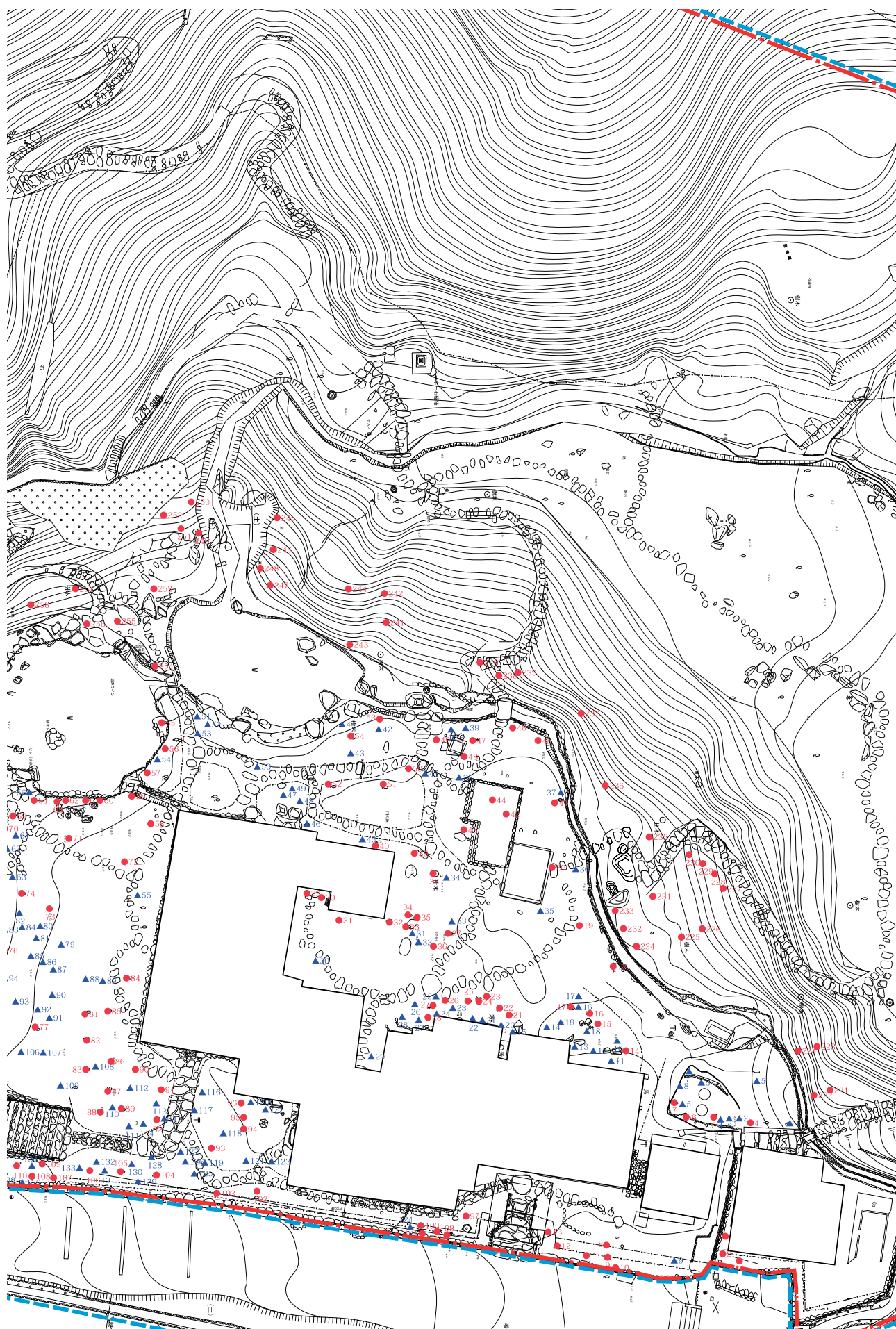


図3-4-35 樹木の位置（令和3年（2021）度調査、資料編2.（3）植生調査に対応）



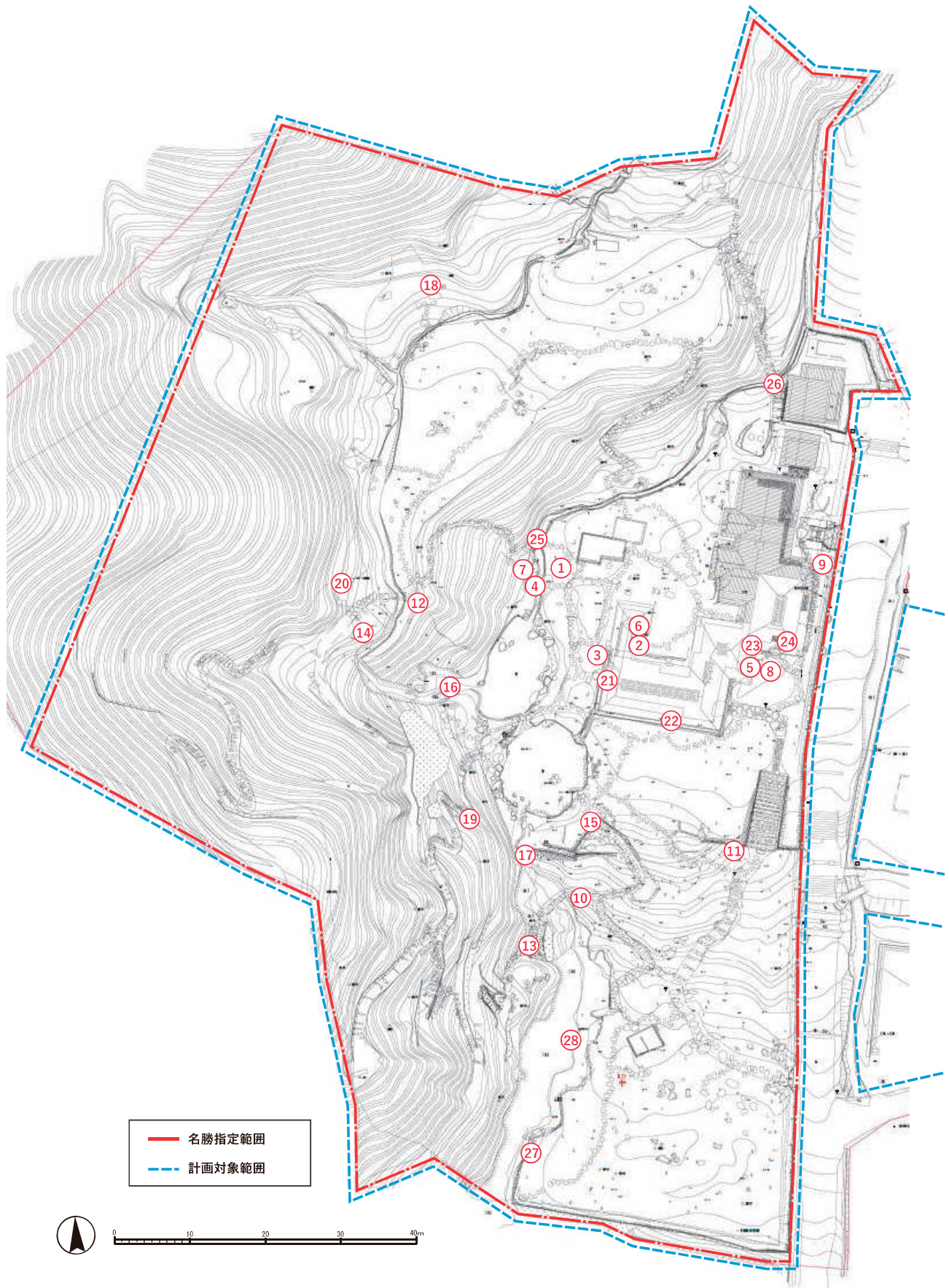


図3-4-36 石造物の位置（令和3年（2021）度調査、資料編2.（4）石造物調査に対応）

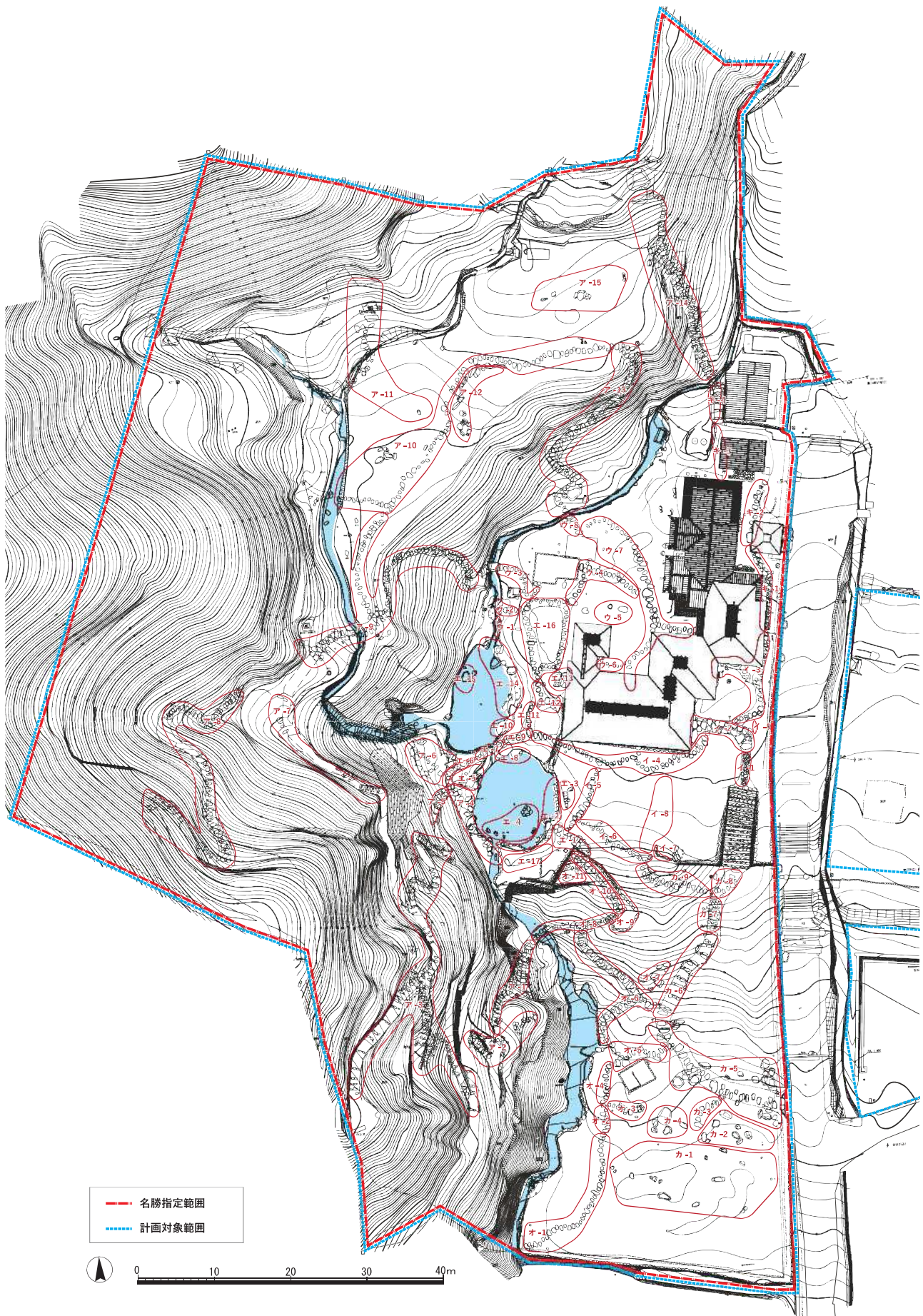


図3-4-37 飛石・敷石・石組の位置